

2008年（平成20年）3月14日

認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者 様

藤沢市長 海老根靖典
(公印省略)

入居者等に対する福祉用具の費用負担について（通知）

日ごろ、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、貴施設に入居等をしている者に係る「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」に規定する車いす等の福祉用具（別紙）の費用負担については、介護支援専門員等を中心に行われる入居者等の心身の状況を踏まえた総合的なアセスメントによりその必要性を検討し、その結果、車いす等の福祉用具が必要と判断した場合には、貴施設の負担により介護サービスの一環として提供又は支援することとなりますのでお知らせします。

また、貴施設において提供される通常の介護サービスで入居者等の心身の状況に係るアセスメントの結果必要でないと判断した場合又は入居者等の希望により福祉用具を使用する場合については、入居者等とその費用負担について協議をしていただきますようお願いいたします。

なお、この考え方につきましては、厚生労働省老健局及び神奈川県に確認しておりますことを申し添えます。

以上

事務担当 介護保険課 総務・給付担当（新館2階）
電 話 0466-25-1111（内線）3141
F A X 0466-23-5174

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（最終改正；平成18年3月31日 厚生労働省告示第256号）

1 車いす

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

2 車いす付属品

クッション、電動補助装置であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。

3 特殊寝台

サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。

- 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
- 二 床板の高さが無段階に調整できる機能

4 特殊寝台付属品

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

5 床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
- 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

6 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

7 手すり

取付けに際し工事を伴わないものに限る。

8 スロープ

段差解消のものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

9 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
- 二 四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

10 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

11 認知症老人徘徊感知機器

介護保険法第7条第15条に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの。

12 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力で移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの。（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）